「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【高齢・障害・求職者雇用支援機構】

〇独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(H22.12.7 閣議決定)関係

- (様式1)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」(各法人横断的に取り組むべき事項を記載)の取組状況を記載したもの。
- (様式2)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」(個別法人ごとに取り組むべき事項を記載)についての取組状況を記載したもの。

〇独立行政法人整理合理化計画(H19, 12, 24 閣議決定)関係

- (様式3)独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が 凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進める と判断した事項の取組状況を記載したもの。
- ※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a:実施期限までに実施済み、1b:実施期限よりも遅れたが実施済み、2a:実施中、2b:実施期限よりも遅れており未だ実施中、3:その他(実施時期が未到来)を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1:実施済み、2:実施中、3:その他(実施時期が未到来等)を示している。いずれも10月8日現在の所管省庁の提出資料による。
- ※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み(1a又は1b)」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名 厚生労働省 法人名 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

	 (平成25年7月1日現在)			
基本方針の記載	具体的な見直し状況			
Ⅲ 資産・運営の見直しについて				
1. 不要資産の国庫返納				
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○石川障害者職業センター跡地については、平成24年3月23日に現物(簿価:26,500千円)により国庫納付。 ○旧三重障害者職業センターについては、平成24年3月29日に譲渡収入12,872千円を国庫納付。 ○岩手1号職員宿舎については、平成25年3月25日に譲渡収入5,958千円を国庫納付。 ○富士見職員宿舎については、隣接する旧能開機構職員宿舎を含め、平成25年4月に用途廃止したところであり、今後、隣接宿舎と一体的に売却手続きを行い、譲渡収入を国庫納付する予定。 ○中野地域職業訓練センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入290,713千円を国庫納付した。 ②生涯職業能力開発促進センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入等5,341,835千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価6,281,001千円)○佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかの一部については、平成23年9月27日に譲渡収入234,233千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価206,183千円) ○国際能力開発支援センターの運営委託先に留保されていた剰余金239,874千円については、平成23年10月3日に国庫納付した。 ○雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金(平成23年9月末約63,404,991千円)のうち、厚生労働大臣が宿舎等業務に必要と認めた額を除く35,627,660千円については、平成24年1月10日に国庫納付した。			
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○石川障害者職業センター跡地については、平成24年3月23日に現物(簿価:26,500千円)により、旧三重障害者職業センターについては、平成24年3月29日に譲渡収入12,872千円を金銭により国庫納付した。(再掲) ○岩手1号職員宿舎については、平成25年3月25日に譲渡収入5,958千円を国庫納付した。(再掲) ○中野地域職業訓練センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入290,713千円を国庫納付した。(再掲) ●生涯職業能力開発促進センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入等5,341,835千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価6,281,001千円)(再掲) ○佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかの一部については、平成23年9月27日に譲渡収入234,233千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価206,183千円)(再掲) ○国際能力開発支援センターの運営委託先に留保されていた剰余金239,874千円については、平成23年10月3日に国庫納付した。(再掲) ○雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金(平成23年9月末約63,404,991千円)のうち、厚生労働大臣が宿舎等業務に必要と認めた額を除く35,627,660千円については、平成24年1月10日に国庫納付した。(再掲) なお、売却できなかった施設等については、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号。以下「廃止法」という。)の規定に従い、施行の日(平成23年10月1日)に現物(国際能力開発支援センター、私のしごと館等)により国庫納付した。			

基本方針の記載	具体的な見直し状況	
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、 貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●生涯職業能力開発促進センターほかの譲渡収入等5,341,835千円を平成23年3月31日に国庫納付した。(再掲) ●公共職業能力開発施設について、秋田センター外15施設の借地の一部の返還を行った。(処分面積78千㎡)	
2. 事務所等の見直し		
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、 徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成23年10月1日の廃止法施行に伴い、平成23年度末に本部を幕張の機構所有施設に移転、集約化を行い、本部の年間借料等(781,842千円)の全額を削減した。(平年度ベース)	
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。	
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。	
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	<u>-</u>	
○ 職員研修·宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。	
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○岩手1号職員宿舎については、平成25年3月25日に譲渡収入5,958千円を国庫納付。 (再掲) ○富士見職員宿舎については、隣接する旧能開機構職員宿舎を含め、平成25年4月に 用途廃止したところであり、今後、隣接宿舎と一体的に売却手続きを行い、譲渡収入を 国庫納付する予定。(再掲) ○平成23年度末に本部を幕張に移転し、集約を行った。(再掲) ●平成25年4月に福島及び香川の高齢・障害者雇用支援センターを職業訓練支援センターに移転し、集約を行った。 ○保有宿舎(職員宿舎) 【すべての宿舎】 旧(独)雇用・能力開発機構の法人設立時(532施設)に比して、平成25年7月1日時点で304施設(57.1%)を廃止。 【木造(戸建て)宿舎】 旧(独)雇用・能力開発機構の法人設立時(461施設)に対して、平成25年7月1日時点で288施設を廃止。	

基本方針の記載	具体的な見直し状況	
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等		
〇 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。	平成22年度 一般競争等3,849,143千円(80.3%)、競争性のない随意契約943,481千円	
○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人 (契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。	●法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。	
② 契約に係る情報の公開		
○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。		
○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。	●予定価格が100万円(賃借料又は物件の借入の場合は80万円)を超える契約について、契約の相手方及び契約金額等を機構ホームページに公表している。 ●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(H23.6.3付内閣官房行政改革推進室長)に基づく公表については、平成23年7月1日以降に入札公告を行う契約か	
○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。	ら実施している。	

基本方針の記載	具体的な見直し状況
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	●雇用促進住宅の管理運営については、平成19年度までは(財)雇用振興協会との随意契約により委託を行っていたが毎年度すべて精算を行っており、剰余が発生する場合には機構に返納した。 平成20年度以降は随意契約を見直し、競争性のある入札方式に移行し事務管理費を除くその他業務費については、すべて精算を行っている。このため、過剰な剰余金が生じる構造とはなっていない。
④ 調達の見直し	
〇 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●事務の効率化及びコスト削減を図る観点から、各地方施設で調達手続きを実施していた事務用消耗品及びレンタカーについて、平成22年度から、本部において、一般競争入札(最低価格落札方式)による一括調達(単価契約)を行い、調達事務の効率化を図っている。また、コスト縮減の観点から、一括調達等について、民間企業における購買・調達部門経験者と意見交換を行い、実施の可否について検討を行うなどの取組を行っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	●基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務について、公共サービス 改革法に基づく市場化テストの対象とする。(契約期間:平成29年4月から平成34年3月 までの5年間を予定)
〇「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	●事務の効率化及びコスト削減を図る観点から、各地方施設で調達手続きを実施していた事務用消耗品及びレンタカーについて、平成22年度から、本部において、一般競争入札(最低価格落札方式)による一括調達(単価契約)を行い、調達事務の効率化を図っている。また、コスト削減の観点から、一括調達等について、民間企業における購買・調達部門経験者と意見交換を行い、実施の可否について検討を行うなどの取組を行っている。(再掲)
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
〇 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月 1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	●「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しを踏まえ、国に準じて、役職員の俸給の引き下げ及び臨時特例措置による給与の減額を行っている(平成25年度末まで)。 ●55歳を超える職員の昇給抑制について、国に準じて平成26年1月1日から実施予定。 ●国家公務員の退職手当の引き下げに準じて、役員については平成25年4月から退職手当の引き下げを実施し、職員については平成25年7月下旬から実施予定。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
〇 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	●当機構は平成23年10月に職業能力開発業務等が移管され、新法人として発足したところであるが、平成24年度においては、原則55歳を超える職員の俸給月額及び職務手当等を一定率で減額(▲1.5%)、昇給号俸数の抑制及び賞与の支給月数を国家公務員より引下げる等の取組みにより対国家公務員指数は年齢勘案で101.9ポイント(前年度比▲5.7ポイント)、地域・学歴勘案で105.1ポイント(同▲4.9ポイント)と大幅な引下げとなったところである。なお、学歴勘案については、98.4ポイント(同▲5.2ポイント)と国を下回っている。平成25年度においては、更なる給与水準の適正化のため、事務職員について、国と同じ俸給表(行政職俸給表(一))を適用することとし、諸手当についても国と同じにする等の措置を講じたところである。こうした措置により、給与水準については、国家公務員との均衡を図ったところであり、引き続き、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、給与水準の適正化に努めることとする。
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	●左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き 個別の額を公表する。	●「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」の記載要領に基づき公表を行っている。
O 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●機構職員の給与水準については、国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由及び給与水準の適切性の検証結果などを点検するとともに、適切な給与水準を目指した給与の見直し状況や今後の見通しについて、平成25年5月に監事監査を行った。なお、平成24年度の給与水準については、対国家公務員指数(年齢勘案)は101.9ポイントとなっており、平成25年度においても、引き続き国家公務員の給与水準を十分に考慮し、給与水準の適正化に努めることとしていることから、今後も給与水準の状況について注視し監査することとしている。
② 管理運営の適正化	
〇 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	●廃止法に基づき、業務や施設を徹底してスリム化した上で機構に移管し、組織・人員の効率化を図り、両機構の管理部門209人から、181人(平成25年4月1日)に28人削減した。 ●職業能力開発業務の移管を受けても、役員法定数(8人)は増員していない。 ○地域障害者職業センターの管理事務については、平成22年度末までに北海道・沖縄を除く全国45か所のセンターの事務処理を11のセンターに集約化。 ●職業能力開発業務等に係る予算については平成21年度107,395,657千円を、平成25年度予算56,990,931千円と大幅に削減。
O 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●給与振込経費は生じていない。 ●海外出張旅費については、国家公務員に準じた取扱いを実施している。 なお、出張旅費については、独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う業務移 管を機に、「府省共通システム利用開始時に実施する措置」(「旅費業務に関する標準 マニュアルVer.1-1」別添2)に基づき、日当を減額した。 ●法定外福利厚生費の見直しについて、平成23年度から互助組織に対する法人からの 支出を廃止した。 ●法人独自の手当である職業訓練指導員手当については、平成25年4月1日に廃止した。

基本方針の記載	具体的な見直し状況
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から 精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガ バナンスの観点から、その在り方を検討する。	●新規の事業費等の予算計上については、所要額の見積りの根拠を明確にして、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、透明化、合理化を図っている。
〇 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●コンプライアンスの確保については、コンプライアンス推進体制を整備するとともに、「行動規範」の策定、コンプライアンスに関するチェックシート等の作成及び活用、職員研修の実施等を行ってきたところ。 ●理事長の指示の下、コンプライアンスを担当する総務部と、コンプライアンスに関する監査を行う内部監査室の2元構造のコンプライアンス体制により、内部監査室による行動規範の徹底、コンプライアンス推進責任者の業務の遂行状況等、内部統制の向上を監査項目とし、内部監査を実施。(内部監査室8名)
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、 受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	●職業能力開発総合大学校及び職業能力開発大学校等で実施する指導員訓練及び高度技能者養成訓練(学卒者が対象)については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令に定める標準額に準じて設定しており、標準額が変更された場合は、同様の措置を講ずることとしている。なお、閣議決定以降標準額の変更はなされていない。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	●他法人における活用事例等の情報収集を行い、自己収入の拡大に向けた検討を行う。
○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を 図る。	●他法人における活用事例等の情報収集を行い、自己収入の拡大に向けた検討を行う。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●適正な業務の推進に資するため、外部の学識経験者及び専門家等により構成される外部評価委員会を設置し、業務実績について評価を行っている。 【外部評価委員会】 ・導入時期:平成15年10月1日 ・対象事業:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条及び附則第5条に規定するすべての業務 ・構成:学識経験者等の外部評価委員6名 ・評価実績:平成24年度の評価結果については、全18事業区分のうち、6事業区分で「S」評価、その他の12事業区分については「A」評価。 なお、職業リハビリテーション業務及び職業能力開発業務の評価に関する専門的及び技術的事項を審議するため、外部評価委員会に学識経験者等により構成される職業リハビリテーション専門部会(8名)及び職業能力開発専門部会(13名)を設置している。
〇 また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●外部評価委員会の評価結果は、機構内LANにより全職員に直接周知し、それぞれの職場、職務での業務の点検、改善を図っているほか、外部評価委員会の指摘事項については、機構としての具体的な対応方針を作成し、確実に実行するなどPDCAサイクルの徹底を図っている。また、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から、外部評価委員会の評価結果等については、ホームページ等において積極的かつわかりやすく公表している。

No. 39 所管 厚生労働省 法人名 高齢·障害者雇用支援機構

【事務・事業の見直し】

	【事務・事業の見直し]					
	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	高年齡者雇用支援業務	業務の見直し	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度 以降については、高年齢者雇用の在り方についての検討状況等を踏まえ、現行の枠組みによる実施方法が合理的かつ効果的・効率的か という観点から検討し、平成24年度中に結論を得る。	1a	高年齢者雇用安定法の改正内容を踏まえ、「生涯現役社会の実現」などの課題に対応するため、以下のとおり見直しを行った。 イ アドバイザーが活用する実践的支援ツールの開発 ロ アドバイザーのさらなる専門性、相談・援助スキルを向上させるための研修の充実 ハ 生 延復社会の実現に向けた国民的な機運を醸成するための啓発広報活動の実施 ニ 給付金の効果的活用を図るための積極的な周知・広報 なお、見直し内容については、第3期中期計画(平成25~29年度)に盛り込み済みであるところである。	今後も引き続き、高年齢者雇 用支援業務の効果的・効率的な 実施に努めていくこととしてい る。
02	高年齢者雇用に関する 事業主等に対する援助 業務	援助対象を小規模企業に重点化 し、業務を縮減	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談業務については、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業 手法に転換を図る。	2a	高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助について「65歳までの高年齢者雇用確保措置の未実施企業、とりわけ小規模な企業に対する高年齢者雇用確保措置の実施・定着を図るための相談・援助」に重点を置く旨を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構平成24年度計画」(平成24年3月30日届出)に盛り込んだところである。 具体的な内容としては、公共職業安定所が行う小規模企業に対する集団指導との一体的取組みを重点として、小規模企業に対する計画的な相談・援助を実施した(平成24年度実績:集団指導件数201件(参加企業数13、71分社)、雇用確保措置未実施企業(31人~50人)に対する個別訪問件数2,986件)。 なお、平成25年度は、「生涯現役社会の実現」に重点を置き、年齢にかかわりなく働ける企業の普及促進に向けた支援の強化を図ることとしている。 H22 3,168,858千円 → H25 2,277,800千円 ▲891,058千円	今後も引き続き、高年齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務の効果的・効率的な実施に努めていくこととしている。
		地域障害者職業センター業務等 を縮減し、一層の効率化	22年度から実施	地域障害者職業センターの事務集約化により管理部門を縮減する。 当該センターで行う職業リハビリテーションサービスの対象者 は、地域の就労支援機関では対応困難な障害者に重点化する。	1a	地域障害者職業センターの管理事務については、平成22年度末までに北海道・沖縄を除く全国45か所のセンターの事務処理を11のセンターに集約化。 地域障害者職業センターでは、地域の就労支援機関では対応困難な精神障害者、発達障害者等に対し、引き続き以下の取組を実施するなど、職業リハビリテーションサービスの重点化を図った。 ・精神障害者:職場侵機支援について、休職前と同一の業務以外の動い、業務への機能も想定し対象者の状況や職場環境を踏まえた個別の支援内容を設定するなど、より円滑な職場復帰を目指した支援を実施。 ・発達障害者:コミュニケーション能力に問題を抱えている場合が多いことから、支援内容に職場における具体的なコミュニケーションの方法や対人関係における問題事案への対処の仕方の演習を組み入れるなど、他の支援機関では実施されていない発達障害者に特化した支援を実施。段階的に実施センターを拡大し、平成24年度は14センター (H21:7センター)で実施。 (利用障害者に占める精神障害者及び発達障害者等の割合:H21 48:1% → H23 55.4%)	措置済み
03	障害者職業センターの 地域障害 設置運営等 を縮減し		23年度から実施	障害者雇用納付金関係業務等の地方業務については、委託方式を 廃止し、地域障害者職業センターを活用するなどの方法で実施す る。また、当該センターの従来業務と併せて効率化を図るととも に、地方業務の円滑かつ効率的な実施を徹底する。	2a	障害者雇用納付金関係業務等地方業務については、平成23年4月より委託方式を廃止し、地域障害者職業センターにおいて業務を直接実施している。質の高い事業主支援を実施し、障害者の就職又は 職場適応を促進するため、定期的な連絡会議の開催、相互の業務に関する職員研修、書寒主からの照 会・相談等に係る迅速な取次ぎ、事業所への同行訪問を実施するとともに、連携に係る好事例や課題 等を取りまとめ各センターにフィードバックする等により、従来の職業リハビリテーション業務と障 害者雇用納付金関係業務との協力・連携の強化を図っている。 また、地方業務の直接実施に当たっては、一部の地域障害者職業センターのスペースを有効活用しているほか、双方の業務を地域障害者職業センター所長が直接の指揮命令で行い、障害者雇用納付金 関係業務において把握された事業主の支援ニーズを職業リハビリテーション業務に円滑に引き継ぐこ と等により、効率的に業務を実施している。	今後も引き続き、地方業務の 円滑かつ効率的な実施に努めて いくこととしている。
			22年度から実施	障害者職業能力開発校の運営については、職業的重度障害者(とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者)に対する先導的な職業訓練に重点化する。	1a	職業的重度障害者、とりわけ精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者 (※) を、以下の取組により、さらに積極的に受け入れ、先導的な職業訓練を実施。(※特別支援障害者(精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、身体障害 1、2級の視覚障害者等)の受入割合 H2I 47.2% → H23 51.1%) ・特別支援障害者が在籍する教育機関・福祉機関、医療リハビリテーションを実施している病院等の 他、新たに重度視覚障害者が在籍する大学、難病・相談支援センターへの訪問の実施により、募集活 動を強化 ・一般訓練科(0A事務科や電子機器科等の訓練科)においても、特別支援障害者の受入れを実施(一 般訓練科での特別支援障害者の受入割合 H2I 36.4% → H23 41.0%)	措置済み
04	障害者雇用納付金の徴 収及び調整金・報奨 金、助成金の支給	支給事務に係る総コスト削減	23年度から実施	都道府県雇用開発協会への委託を取りやめ、業務の実施に当た り、総コストの削減及び業務の効率化を図る。	2a	平成23年4月より委託方式を廃止し、機構が直接実施することにより、直接の指揮命令による業務の効率化、経理事務の集約化による業務実施体制の合理化を図ったところである。平成24年度からは、障害者雇用納付金適用事業所の拡大に係る周知業務を実施しながら、事務所借料の削減等、同納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給関係の総コストの縮減・効率化に努めている。 H22 1,459,249千円 → H25 824,174千円 ▲635,075千円	今後も引き続き、総コストの 削減及び業務の効率化に努めて いくこととしている。

05	障害者雇用に関する相 談援助、啓発事業等	啓発事務の重点化による業務の 縮減	23年度から実施	事業の実施状況や実施主体等を更に検討し、一層の効率化を図る ことにより、業務を縮減する。		障害者雇用支援月間ポスター原画入賞作品展示会の会場の見直しや月間ポスター掲出先の切り替え (駅への提出(有料) →特別支援学校等への提出(無料))、新聞広告から雑誌掲載への変更など、業務の縮減と効率化を更に進め、雇用啓発事業費を削減した。 H22 332,806千円 → H25 214,731千円 ▲118,075千円	今後も引き続き、効率化を 図っていくこととしている。
06		雇用・能力開発機構からの業務 移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開 発短期大学校は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ。	1a	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号。以下「廃止法」という。)に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	措置済み
			24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校 である東京校(小平市)へ集約する。	1a	平成24年度末をもって、相模原校の廃止及び東京校(小平市)への集約を完了した。	_
07	【暫定業務】 雇用促進住宅業務			雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務は、雇用・能力 開発機構から引き継ぐ(平成33年度までに処理を完了する。)。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

	講ず	· き措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	 不要資産の国庫返納	石川障害者職業センター跡地、 旧三重障害者職業センター	23年度中に実施	石川障害者職業センター跡地及び旧三重障害者職業センターを国 庫納付する。	1a	石川障害者職業センター跡地については、平成24年3月23日に現物 (簿価:26,500千円) により国 庫納付。 旧三重障害者職業センターについては、平成24年3月29日に譲渡収入12,872千円を国庫納付。	措置済み
09		岩手 1 号職員宿舎、富士見職員宿舎	23年度以降実施	岩手 1 号職員宿舎及び富士見職員宿舎については、職員の退去 後、速やかに国庫納付する。	2a	畠工見職員佰舎については、隣接する旧能開機構職員佰舎を含め、平成20年4月に用述廃止したと ころである	富士見職員宿舎については、 今後、隣接宿舎と一体的に売却 手続を進め、平成26年度を目処 に国庫納付する予定である。
10	事務所等の見直し	東京本部を廃止し、現存する幕 張本部に機能を移転	23年度以降実施	雇用・能力開発機構の廃止法の施行後に本部を移転し、速やかに 集約化を図る。	1a	平成23年度末に本部を幕張に移転し、集約を行った(賃料305,748千円の滅)。	措置済み

No. 所管 厚生労働省 法人名 雇用·能力開発機構

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
		高齢・障害・求職者雇用支援機 構への職業能力開発業務の移管・		職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発 短期大学校(ポリテクセンター等)は、高齢・障害・求職者雇用支援 機構へ移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	措置済み
			24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校で ある東京校(小平市)へ集約する。	1a	平成24年度中に附属校である東京校(小平市)へ集約した。	-
0	職業能力開発業務(職業訓練業務)	ポリテクセンター等の都道府県 への譲渡の推進	22年度から実施	ポリテクセンター等については、平成24年度までの間、受入条件が 整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。	2a	移管条件を緩和する告示改正を25年4月に行い、各道府県の移管希望についてのアンケート調査を25年 5月に実施。アンケート結果も踏まえ、25年8月~9月にかけて職業能力開発局幹部と機構施設長により 10道府県程度を訪問し、移管可能な条件や今後の要望等について聴取予定。	左記のとおり、引き続き移管協議 を行う。
		地域職業訓練センター等の自治 体への譲渡又は廃止	22年度中に実施	地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジの業務を自治体 へ譲渡又は廃止する。	1a	平成22年度中に、82施設の地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジについて自治体等へ 譲渡済。 また、自治体等より譲受希望のなかった10施設については、平成22年度末に業務廃止し、3施設につ いて取り壊し作業中、7施設については取り壊し等に向けて各府県と調整中。	措置済み
02	 雇用管理に関する業務 (助成金支給業務)	国に移管	23年度中に実施	雇用管理に関する業務(助成金支給業務)については、都道府県労 働局(国)に移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み(事業費12,534百万円の減)。	措置済み
03	勤労者財産形成促進業 務	廃止及び勤労者退職金共済機構 への業務移管		利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務(貸付業務)については廃止する。財形住宅融資業務については勤労者退職金共済機構へ移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	措置済み
04	【暫定業務】雇用促進 住宅業務	高齢・障害・求職者雇用支援機 構への業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務を高齢・障害・求 職者雇用支援機構に移管する(平成33年度までに処理を完了する。)。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
	05	雇用促進住宅利益剰余金	23年度中に実施	雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金(平成21年度末約576億円) については、平成23年度当初に必要な資金額を算出することにより、 早急に納付額を確定し、国庫納付する。 なお、国庫納付に作い、業務の効率化等あらゆる努力を行っても、 なお将来事業に必要な資金が不足した場合には、必要な措置を講ずる。	1a	雇用促進住宅に係る利益剰余金については、新法人発足当初支払が必要となる最小限の経費等を除き、雇用・能力開発機構廃止に係る決算後の積立金約356億円を平成24年1月10日に国庫納付した。	措置済み
	06	国際能力開発支援センター剰余 金等	23年度中に実施	国際能力開発支援センターの廃止に伴い、運営委託契約の精算業務を行い、委託先に留保されていた剰余金等(平成21年度末約5億円)については早急に引渡額を確定し、国庫納付する。	1 a	国際能力開発支援センターの運営委託先に留保されていた剰余金239,874千円は、平成23年10月3日に 国庫納付した。	措置済み
	07 不要資産の国庫返納	国際能力開発支援センターほか 2	22年度中に実施	国際能力開発支援センターほかを国庫納付する。	1a	平成22年度に売却済みの資産については、譲渡収入により291百万円を国庫納付した。	措置済み
					1b	平成22年度に売却できなかった資産については、廃止法の施行日が国会修正で平成23年10月1日に 変更されたため、平成23年10月1日に現物により国庫納付した。	措置済み
		佐賀職業能力開発促進センター 本庄職員宿舎ほか	23年度以降実施	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかを国庫納付する。	2a	廃止法の施行日である平成23年10月1日までに廃止した職員宿舎等については、平成23年10月1日 に現物により国庫納付した。 その他の廃止予定の職員宿舎等については、現入居者の退去後等に処分した上、速やかに国庫納付 を行う。	今後も引き続き処分を進めること としている。

0		雇用促進住宅	33年度までに実施	雇用促進住宅を国庫納付する(保有数1,429住宅)。	2a	平成24年9月1日以降16住宅を譲渡し、平成25年7月1日時点で保有数が1,355住宅(74住宅を譲渡) 平成24年度に譲渡した住宅については、譲渡収入から譲渡経費を控除した407百万円を国庫納付した。	今後も引き続き入居者付きでの譲渡実施するとともに、平成25年8 月より空戸等の売却業務を民間等に委託し、売却の加速化を図ることとしている。
1		職業能力開発総合大学校(相模原校)	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校(相模原校)の敷地等を売却し、国庫納付する。	2a		今後、施設等の売却を進めて行く こととしている。 (売却について地方自治体と調整 中)
1		雇用促進住宅の処分	33年度までに実 施	雇用促進住宅を順次処分し、国庫納付する(保有数1,429住宅)。	2a	平成24年9月1日以降16住宅を譲渡し、平成25年7月1日時点で保有数が1,355住宅(74住宅を譲渡)	今後も引き続き入居者付きでの譲渡実施するとともに、平成25年8 月より空戸等の売却業務を民間等 に委託し、売却の加速化を図ることとしている。
1:	保有資産の見直し	保有宿舎の廃止		すべての宿舎について整理を進め、平成23年度末までに、設立時の 宿舎数に比して4割を超える宿舎を廃止する。木造(戸建て)宿舎 は、原則として廃止する。	2a	【すべての宿舎】 法人設立時(平成16年3月1日) (532施設)に比して57.1%の宿舎(304施設)を廃止し、平成25年7 月1日時点で228施設となっている。 【木造(戸建て)宿舎】 法人設立時(平成16年3月1日) (461施設)に対して288施設を廃止し、平成25年7月1日時点で173施 設となっている。なお、原則現入居者の退去後に速やかに処分することとしているところ。	「独立行政法人の職員宿舎の見直 しに係る実施計画」(平成24年12 月14日行革担当大臣決定)等に基 づき、引き続き職員宿舎の整理を 進めることとしている。
1	3	職業能力開発総合大学校(相模原校)	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校(相模原校)を廃止し、売却する。			今後、施設等の売却を進めて行く こととしている。 (売却について地方自治体と調整中)
1-	法人の廃止	雇用・能力開発機構の廃止	23年度中に実施	雇用・能力開発機構については、平成23年4月1日に廃止する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	措置済み

No. 39 所管 厚生労働省 法人名 高齡·障害者雇用支援機構

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	高年齢者雇用に関する 事業主等に対する援助 業務	〇65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談援助業務は、対象 を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。	2	高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助について「65歳までの高年齢者雇用確保措置の未実施企業、とりわけ小規模な企業に対する高年齢者雇用確保措置の実施・定着を図るための相談・援助」に重点を置く旨を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構平成24年度計画」(平成24年3月30日届出)に盛り込み、公共職業安定所が行う小規模企業に対する集団指導との一体的取組みを重点として、計画的な相談・援助を実施した。なお、平成25年度は、「生涯現役社会の実現」に重点を置き、年齢にかかわりなく働ける企業の普及促進に向けた支援の強化を図ることとしている。	今後も引き続き、高年齢者雇用 に関する事業主等に対する援助業 務の効果的・効率的な実施に努め ていくこととしている。
2	事務及び事業の見直し	高年齢者雇用に関する 事業主等に対する援助 業務	〇再就職支援コンサルタント業務を廃止する。	1	平成19年度末をもって廃止した。	-
3	事務及び事業の見直し	活設計に関する助言又 は指導業務(高齢期雇	〇利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行 し、存続するコーナーの一部に民間競争入札を導入する。また、次期中期目標 期間中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討し、業務実績等を踏まえ、廃止 を含めた業務の在り方を検討する。	1	・平成19年度末に、従来の47か所を、利用ニーズが高く効果が見込まれる14か所に重点化する等業務の見直し及び箇所数の削減を行った。 ・平成22年1月から全国14か所のうち3か所において民間競争入札により事業を実施することとしていたが、平成21年度末をもって全国14か所の事業自体を廃止した。	-
2	事務及び事業の見直し	高年齢者雇用支援業務	〇65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、諸般の状況を勘案し、現行の枠組みによる実施が合理的かつ効果的・効率的か、次期中期目標期間終了時までに検討し、結論を得る。	1	高年齢者雇用安定法の改正内容を踏まえ、「生涯現役社会の実現」に重点を置いた第3期中期計画(H25~29年度)を策定したところである。中期目標・計画に対応した具体的な見直し内容としては、イアドバイザーが活用する実践的支援ツールの開発ロアドバイザーのさらなる専門性、相談・援助スキルを向上させるための研修の充実ハ生涯現役社会の実現に向けた国民的な機運を醸成するための「高年齢者雇用開発フォーラム」の開催ニ給付金の効果的活用を図るための積極的な周知・広報を実施することとしている。	今後も引き続き、高年齢者雇用 支援業務の効果的・効率的な実施 に努めていくこととしている。
ţ	事務及び事業の見直し		〇福祉から雇用への政策展開を踏まえた機構の役割の明確化や関係機関との連 携強化を図り、利用者の機会の均等・公平の観点から、就労支援ニーズを的確 に把握し、適正なサービス供給目標、成果目標等を定める。	1	どの地域においても適切な職業リハビリテーションサービスを均等・公平に受けられるようにした上で、他の機関では支援が困難な障害者に対する当該サービスを重点的に実施することとし、種々のサービス供給目標及び成果目標を定め、業務を推進している。 ○ 障害者職業総合センター 全国における職業リハビリテーションの中核的機関として、専門的人材の育成を実施するとともに、福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大を図る観点から、新たな支援技法の開発・普及等を実施 ○ 広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校関係機関と連携し、全国の広範な地域から職業的重度障害者を受け入れるとともに、先導的な職業訓練を実施し、開発した指導技法等の成果について他の障害者職業能力開発校等に対して普及 ○ 地域障害者職業センター・各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、関係機関とのネットワークを構築、連携・精神障害者、発達障害者等他の機関では支援が困難な障害者に対する専門的支援に重点化・うつ病等の精神障害による休職者の復職支援、地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施	第3期中期目標を踏まえて策定 した第3期中期計画に基づき、今 後も引き続き業務を実施していく こととしている。

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
6 事務及び事業の見直し	障害者職業センターの 設置運営業務、障害者 職業能力開発校の運営 業務		1	・整理合理化計画を踏まえて策定された第2期中期目標において必要な事項が定められ、それに対応した第2期中期計画を定め、業務を推進した。 ・職業リハビリテーションに係る技法の開発については、次のような取組を行った。 ()発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法や事業主支援技法の開発 (②高次脳機能障害者の職場復帰に関し、障害特性に対応した効果的な支援技法の開発 (③高次脳機能障害者の職場復帰に関し、地域の実情に即した少人数グループでの受講に使用可能な支援技法の開発 さらに、第3期中期目標を踏まえて策定した第3期中期計画においては、次のような取組を行っている。 ()発達障害者や精神障害者等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対する、障害特性及び事業主のニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法の開発 (②新たに開発した技法を活用した職業準備訓練等を実施するなどによる、多様な障害者に対する効果的な職業リハビリテーションの実施及び必要に応じ開発した技法の改良・研究、開発成果の普及び活用については、次のような取組を実施している。 ()職業リハビリテーション研究発表会の開催 (②学会等での発表、各種研修、講演会等における講義 (③インターネット等による研究成果の情報発信 (④マニュアル、教材、ツール等の作成 (⑤広域センター、地域センター及び障害者就業・生活支援センターを対象としたアンケート調査による研究・開発成果の活用状況の把握・分析	
7 事務及び事業の見直し		〇広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校は、本来の設置目的に沿った機能の発揮のための運営の改善を図る。	1	・広域障害者職業センターについては、全国の広範な地域からの受入れが促進されるよう、 職業安定機関、地域センター等の関係機関との積極的な連携により対象者の把握・支援等を 行っている。 ・障害者職業能力開発校においては、職業的重度障害者、とりわけ精神障害者、発達障害者 を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を、積極的に受け入れ、先導的な職業訓練を実 施している。	した第3期中期計画に基づき、今後も引き続き業務を実施していく
事務及び事業の見直し	障害者職業センターの 設置運営業務、障害者 職業能力開発校の運営 業務	の ○地域障害者職業センターは、関係機関とのネットワーク構築、人材育成、助言等に取り組むとともに、発達障害者等への専門的支援を始め、地域における 古支援機関の整備状況等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する職 業 乳リンピリテーションサービスの提供に重点化する。また、OA講習を廃止し、 管理事務は事務処理を集約化する。	1	・地域障害者職業センターについては、関係機関との職業リハビリテーションのネットワークを構築するとともに、平成20年12月に成立した障害者雇用促進法の改正を踏まえ、平成21年度から、地域の関係機関に対する人材育成を含む助言・提助等の業務を行っている。また、地域の就労支援機関では対応困難な精神障害者、発達障害者等に対し、以下の取組を実施するなど、職業リハビリテーションサービスの重点化を図っている。・精神障害者:職場復帰支援について、休職前と同一の業務以外の新しい業務への復職も想定し対象者の状況や職場環境を踏まえた個別の支援内容を設定するなど、より円滑な職場使を目指した支援を実施。・発達障害者:コミュニケーション能力に問題を抱えている場合が多いことから、支援内容に職場における具体的なコミュニケーションの方法や対人関係における問題事案への対処の仕方の演習を組み入れるなど、他の支援機関では実施されていない発達障害者に特化した支援を実施。段階的に実施センターを拡大し、平成24年度は14センターで実施(平成25年度から全国で実施)。	
			1	OA講習については、平成20年度末に廃止した。	_
			1	管理事務の集約化については、平成22年度末までに北海道・沖縄を除く全国45か所のセンターの事務処理を11のセンターに集約化した。	-
9 組織の見直し	支部・事業所等の見直し	〇駐在事務所 (5か所) は廃止し、必要な業務は本部が実施する。	1	駐在事務所 (5か所) については、平成21年度末にすべて廃止及び同事務所において行っていた業務のうち図書・パネルの貸出し及び点訳サービスの廃止を行うとともに、平成22年4月から納付金等調査、就労支援機器の貸出し、障害者雇用に関する相談・援助及び障害者雇用のためのビデオ・DVDの貸出し等は、本部において実施している。	_
0 組織の見直し	支部・事業所等の見直し	〇次期中期目標期間中に、東京本部を幕張本部に集約化することを検討し、結 論を得る。	1	平成23年度末に本部を幕張に移転し、集約した。	-
1 組織の見直し	支部・事業所等の見直し	〇せき髄損傷者職業センターを廃止する。	1	せき髄損傷者職業センターについては、平成20年度末をもって廃止した。	-
2 組織の見直し	組織体制の整備	〇高年齢者雇用に関する給付金支給業務の実施体制を縮小する。	1	平成20年1月に給付金支給業務担当職員の削減を実施した。	-
3 運営の効率化及び自律 化	随意契約の見直し	〇各都道府県の雇用開発協会等及び(社)全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する	1	・各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、平成22年度は一般競争入札により 実施した。なお、平成23年4月からは、委託方式は廃止し、機構が直接実施している。 ・(社)全国重度障害者雇用事業所協会については、平成20年度業務委託契約から競争性の ある契約形態へ移行済み。なお、平成23年度からは、委託方式は廃止し、機構が直接実施し ている。	-

No. 所管 厚生労働省 法人名 雇用·能力開発機構

	項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直 し	【職業能力開発業務 (職業訓練業務)及 び関連業務】	〇職業訓練業務については、民間で実施していない訓練に特化し、PDCA サイクルにより、訓練コースの改廃等を通じた効率化を図る。	1	各地域に、民間教育訓練機関、事業主団体等を構成員とする訓練計画専門部会を設置し、民間との競合がないか確認・審査した上で、訓練コースを設置している。また、「機構版教育訓練ガイドライン」に基づくPDCAサイクルによる訓練コースの見直しを毎年度実施している(平成24年度新設33科、内容変更149科、廃止37科)。	
2	事務及び事業の見直 し		〇助成金支給業務については、予算に比して助成件数や助成金額等の実績 の乏しい助成金を廃止するなど、助成金の削減・抑制を図る。	1	当該業務については、廃止法に基づき、平成23年10月1日に都道府県労働局(国)に移管した。	_
3	事務及び事業の見直し	【勤労者財産形成業 務】	〇勤労者財産形成業務については、利用件数の減少等の状況を踏まえ、 事業項目の廃止縮減等、財形融資制度の見直しを行うとともに組織の移 管を図る。	1	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務(貸付業務)については平成23年9月30日をもって廃止。財産形成住宅貯蓄業務については、同年10月1日付けで勤労者退職金共済機構へ移管した。	-
4	組織の見直し	【法人形態の見直 し】	〇法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運営業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するとの観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う。	1	「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成23年 10月1日に機構を廃止。	-
5	組織の見直し	見直し】	〇私のしごと館については、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員 会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその 在り方について検討を行う。	1	平成22年3月をもって廃止した。	-
6	組織の見直し	【組織体制の抜本的 見直し】	〇生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)については、廃止する。	1	平成21年3月をもって廃止した。	-
7	組織の見直し	【組織体制の抜本的 見直し】	〇職業能力開発総合大学校については、今後の指導員需要に応じ、訓練科 の再編、定員の削減等運営の在り方を抜本的に見直す。	1	平成21年度入学者より、従前7科の訓練科を4科に再編し、定員を200名から120人に削減する等運営の在り方を見直した。また、平成22年12月7日の閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において「職業能力開発総合大学校については、平成24年度中に相模原校を廃止し、附属校である東京校(小平市)へ集約する」ものとされたことを受け、平成24年度末をもって相模原校を廃止し、東京校への集約を行った。	今後も引き続き、見直しを着実に 実施することとしている。
8	組織の見直し	【組織体制の抜本的 見直し】	○大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減 を行い、組織のスリム化を図る。	1	平成18年度末と比して、平成22年度末までに職員数を530名削減した。なお、雇用・能力開発機構の廃止に当たって徹底的なスリム化を実施し、廃止までに更なる削減を行った。 (平成18年度末 4,090人 → 平成23年10月(統合後)3,095人(△995人、△24%)	-
9		却の加速化、随意契約の見直し等】	〇雇用促進住宅の売却については、進ちょく状況が十分でない現状が見られることから、中期目標に定められた廃止予定住宅数について、全住宅数の2分の1程度に前倒しして廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。	2	平成20年4月1日までに運営収支が赤字等の784住宅について、廃止決定を行い、新規入居停止の措置を行ったところである。しかしながら、平成20年12月のリーマンショック以降の離職に伴い住居を喪失した求職者や平成23年3月の東日本大震災被災者に対して、廃止決定住宅も含めた雇用促進住宅の提供を行っている状況を踏まえ、譲渡等業務については、主に入居者付きでの譲渡を中心に実施しているところである。 なお、売却業務の民間委託については、平成20年度に実施したところであるが、リーマンショックや東日本大震災の影響による雇用促進住宅の活用も踏まえ、現時点では実施していない。	渡実施するとともに、平成25年8 月より空戸等の売却業務を民間等 に委託し、売却の加速化を図るこ
10		【雇用促進住宅の売 却の加速化、随意契 約の見直し等】	〇雇用促進住宅の管理運営に係る(財)雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、計画修繕の廃止などを通じ、委託額の大幅な削減を図る。	2	 平成21年度以降の委託業務については、随意契約を改め、都道府県単位毎の一般競争入札へ移行した。 委託費については、計画修繕の廃止などを通じて大幅な削減を実施したところであり、平成19年度契約額約368億円に対し、平成25年度契約額では約133億円となり、約64%の減となっている。。 【参考:委託費の削減状況】 平成19年度契約額 平成25年度契約額 平成25年度契約額 平成25年度契約額 ①事務管理費(入札対象経費) 約59.5億円 約27.4億円(△53%) ②業務費(修繕費等) 約309.2億円 約106億円(△66%) 委託費計 約368.7億円 約133.4億円(△64%) 	今後も引き続き一般競争入札を実 施していくこととしている。
11		【雇用促進住宅の売 却の加速化、随意契 約の見直し等】	〇公務員入居者の速やかな完全退去を促す。	1	平成23年6月末をもってすべて公務員入居者は退去済みである。	_

1	2 運営の効率化及び自 律化		〇機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造(戸建て)宿舎について、最終的に原則廃止する。あわせて、宿舎を含めた資産全体の管理体制を早急に整備する。	2	平成16年3月1日の法人設立時 (461施設) に対して288施設を廃止し、平成25年7月1日時点で173施設となっている。	「独立行政法人の職員宿舎の見直 しに係る実施計画」(平成24年12 月14日行革担当大臣決定)等に基 づき、引き続き職員宿舎の整理を 進めることとしている。
1	連呂の効率化及ひ日	【職業能力開発業務 における自己収入の 増大】	〇自己負担の増額等の費用負担の見直しを実施する。	1	在職者訓練については、対象が主に中小企業の従業員であることに配慮しつつ、受講料の引上げを行った。 学卒者訓練については、平成21年度入学者から入学金(国立大学法人に準拠。職業能力開発 大学校専門課程:169,200円 等)を徴収している。	今後も引き続き、必要な見直しを